

船橋市居住支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第6項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第1号に掲げる事業に限る。以下「事業」という。）の実施に関し、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、施行規則第9条各号のいずれかに該当する者に、事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びに同条例第7条に規定する暴力団密接関係者は、事業の対象者としなない。

- (1) 施行規則第6条各号のいずれかに該当すること。
- (2) 第6条に規定する利用申請時点で市内に生活の拠点があること。ただし、事業の支援期間終了後、市内に居住する意向がある矯正施設出所者等については、この限りでない。
- (3) 入院による治療の必要がないこと。
- (4) 他の入所者に感染するおそれのある感染症等の疾病に罹患していないこと。
- (5) 自立相談支援機関が事業による支援が必要と判断した者であること。
- (6) 自立相談支援機関の相談員と週1回程度、電話又は対面で面談を行い、自立に向けた支援を受けること。
- (7) 一時的な支援であることを理解し、支援期間中に就労又は他の支援制度の活用等により自立できるよう努めること。
- (8) 居宅生活を送るためのルール、マナーを守れること。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、宿泊場所の供与、食事の提供その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行うものとする。

(事業の利用期間)

第5条 事業の利用期間は原則として3月以内とする。ただし、自立相談支援機関によるアセスメント結果を踏まえ、市長が必要と認めるときは、6月を超えない範囲内で市長が定める期間とすることができる。

(利用申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、船橋市居住支援事業利用申請書(第1号様式)に資産収入申告書を添えて市長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して利用の可否を決定し、船橋市居住支援事業に係る支援提供(変更)通知書(第2号様式。以下「支援提供通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(利用の中止)

第8条 市長は、事業の利用の決定をした者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 宿泊施設の定める規則等を遵守しない場合
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する医療扶助を除く扶助を受けることとなった場合
- (4) 利用者の所在が不明となった場合
- (5) 利用者が安定した住居等を確保した場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の利用を中止する必要があると認めた場合

2 前項の規定により事業の利用の中止を決定したとき(前項第4号に該当する場合を除く。)は、市長は、利用者に船橋市居住支援事業利用中止通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(支援内容の変更申請等)

第9条 利用者は、支援提供通知書により利用の決定を受けた支援内容の変更

を希望する場合は、船橋市居住支援事業利用変更申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 第7条の規定は、前項の規定による申請を受け市長が支援内容の変更可否を決定する場合について準用する。

（個人情報の保護）

第10条 事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

船橋市居住支援事業利用申請書

ふりがな				性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他
氏名					
電話番号					
生年月日	年 月 日 (歳)				
緊急連絡先	氏名 (続柄)				
	住所 電話番号				
同伴者	有	続柄	氏名	生年月日	
	・				
	無				
現在の生活の状況					

上記申し立て事項及び裏面の誓約事項に相違なく、居住支援事業の利用を申請します。

船橋市長 あて

年 月 日

申請者氏名

【自立相談支援機関記入欄】

支援すべき期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項	
担当相談員	

○誓約事項

(1) 対象者要件に関すること

- 入院による治療の必要がない。
- 他の入所者に感染するおそれのある感染症等の疾病に罹患していない。
- 生活保護（医療扶助を除く）を受給していない。
- 暴力団とは関係ない。

(2) 自立に向けた意思に関すること

- 一時的な支援であることを理解し、支援期間中に就労又は他の支援制度の活用等により自立できるよう努める。
- 自立相談支援機関（以下「さーくる」という。）の相談員と週1回程度、電話・メール・対面等で面談を行い、自立に向けた支援を受ける。
- 家計を管理し、自立するための生活資金を貯めるよう努める。また、さーくる相談員から指示があった場合は、家計表を作成し提出する。
- 必ずさーくる相談員からの電話に出る、又はメール等に返信するようにする。電話に出られなかった場合は、なるべくすぐに折り返す（携帯電話が無い場合は宿泊施設備え付けの固定電話利用可）。

(3) 居宅生活を送るためのルール、マナーに関すること

- 宿泊施設の定める規則等を遵守する。
- 規則正しい生活を送る。
- 自身で食事の支度、部屋の掃除・整理整頓、洗濯を行う。
- 火の元の管理、戸締りをする。
- 外出時等はきちんとした身なりをする。
- 定期的に入浴する。
- 周囲の人に迷惑をかける行為をしない。
- 宿泊場所の所在地を口外しない。

第2号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市居住支援事業に係る支援提供（変更）通知書

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく居住支援事業の実施について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 支援期間	年 月 日～ 月 日
2 支援場所等	(所在地:)
3 特記事項等	次のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止することがあります。 (1) 実施要綱第3条に規定する要件を満たさなくなった場合 (2) 宿泊施設の定める規則等を遵守しない場合 (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する医療扶助を除く扶助を受けることとなった場合 (4) 所在が不明となった場合 (5) 安定した住居等を確保した場合 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の利用を中止する必要があると認めた場合

第3号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市居住支援事業利用中止通知書

年 月 日付けで支援提供を決定した居住支援事業の実施について、次のとおり事業の利用を中止しますので通知します。

1 利用中止日	年 月 日
2 利用中止の理由	

第4号様式

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 氏名

船橋市居住支援事業利用変更申請書

年 月 日付け 第 号により利用の決定を受けた事業の変更について、承認を受けたいので、船橋市居住支援事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由